

答申書

第1 審査会の結論

「丹波市法令遵守審査会の不当要求行為等非該当通知(令和3年11月29日付け丹法遵第11号)」につき、その一部を不開示とした決定は、妥当ではなく、取り消し、処分をやり直すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 情報公開請求

審査請求人は、令和3年12月15日、丹波市情報公開条例(以下「本条例」という。)第6条に基づき、丹波市議会議長(以下「処分庁」という。)に対し、公文書の開示を請求した。

請求された公文書の件名は、①「丹波市議会議員が、丹波市廃棄物減量等推進審議会委員に対して不穏当な発言をしたことを受けて開かれた丹波市法令遵守審査会に関するもの」(以下「本件文書」という。)、②「上記不穏当発言を受け市法令遵守審査会から市議会に提出された報告書等を受け、丹波市議会がとった対処策が分かるもの」であった。

2 実施機関の決定

処分庁は、令和3年12月21日、①については丹波市法令遵守審査会の「不当要求行為等非該当通知(令和3年11月29日付け丹法遵第11号)」を特定して部分開示決定を、②については存在しないとして不存在決定を行い(丹議会第229号)、審査請求人に対して通知した。

3 審査請求書の提出

審査請求人は、令和3年12月23日、処分庁に対し審査請求書を提出した(以下「本件審査請求」という。)

4 諮問

処分庁は、令和4年1月12日、本条例第18条の2の規定に基づき、丹波市・一部事務組合情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の概要は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

処分庁が行った①部分開示決定(以下「原処分」という。)のうち、個人情報に関する部分を除き開示されなかった部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由及び審査請求人からの反論は、おおむね以下のとおりである。

丹波市法令遵守審査会が非公開だから部分開示となっているが、市議会議員は選挙で選ばれた公人である。公人に関わる部分は個人に関する情報であっても開示すべきだ。部分開示で開示された範囲が狭すぎて事案の全容が分からない。

第4 処分庁の弁明の要旨

処分庁の主張の概要は、以下のとおりである。

1 不当要求行為等の調査に関する丹波市法令遵守審査会の会議の内容を示す部分と個人に関する情報を不開示とした。

2 不開示部分のうち、赤囲みは、丹波市法令遵守審査会における不当要求行為等の調査に関する会議の記録が記載されている。請求人は、公人に関わる部分について、開示すべきとの主張であるが、この会議は丹波市法令遵守の推進等に関する条例(以下「法令遵守推進条例」という。)第6条第2項により非公開で開催されており、本条例第7条第3号に該当するので開示しないものとしたのであって、対象者が公人であるかどうかは同条文の適用要件でない。

3 青囲みは、氏名が記載されており、個人に関する情報である。

第5 審査会の判断

1 争点

本件文書は丹波市法令遵守審査会の「不当要求行為等非該当通知」であるが、処分庁は、その一部を本条例第7条第1号及び第3号に該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、処分庁は原処分が妥当としていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 原処分により既に明らかにされている情報について

(1) 開示請求書における請求の内容は、「丹波市議会議員が、丹波市廃棄物減量等推進審議会委員に対して不穏当な発言をしたことを受けて開かれた

丹波市法令遵守審査会に関係するもの」というものであり、それを受けて処分庁は、「丹波市法令遵守審査会の市長及び処分庁に宛てた『不当要求行為等非該当通知(令和3年11月29日付け丹法遵第11号)』」を対象文書として特定し、部分公開決定をしているのであるから、

ア 「丹波市議会議員」から「丹波市廃棄物減量等推進審議会委員」に対し不適切と疑われるような働きかけがあり、

イ そこで、市職員がその旨の記録を丹波市法令遵守審査会に対し提出し(法令遵守推進条例第12条及び第13条から、市職員からの申出を受けて審査会は調査等を行う仕組みとなっている。)、

ウ 申出を受けて丹波市法令遵守審査会が調査等を行い、

エ その調査結果を「不当要求行為等非該当通知」として市長及び処分庁に対し通知した。

という事実は、処分庁自身が原処分を通じて既に明らかにしているといわざるを得ない。

当審査会は、本件文書における開示・非開示の判断にあたって、上記の事実に係る部分を不開示とすることは許されないと判断する。

3 本条例第7条第3号該当性について

(1) 処分庁は、本件文書には丹波市法令遵守審査会における不当要求行為等の調査に関する会議の内容が記載されており、同審査会の会議は法令遵守推進条例第6条第2項に基づき非公開で開催されていることから、本条例第7条第3号に該当すると主張する。

(2) 本条例第7条第3号は、法令または条例等により公にすることができない情報を不開示情報とするものであるが、法令遵守推進条例第6条第2項は、開催される会議を非公開で行う旨を定めるにとどまり、会議に係る文書の不開示を定めているわけではない。当審査会は、丹波市法令遵守審査会の会議の内容に係る公文書の開示・不開示を判断するにあたって、法令遵守推進条例第6条第2項を根拠として本条例第7条第3号に該当するとの解釈は認めることはできない。公文書の内容について本条例第7条各号に定める不開示情報該当性を、法令遵守推進条例が会議を非公開とした趣旨を踏まえつつ、個別具体的に判断すべきであり、それで足りると考える。

4 本条例第7条第1号該当性について

(1) 本条例における公務員の個人情報の取り扱いについて

当審査会が本件文書を検分したところ、本件文書には、①丹波市廃棄物減量等推進審議会委員、②市議会議員、③市職員の個人情報が含まれている。

審議会委員、市議会議員、市職員はいずれも公務員であり、本条例は、第7

条第1号ウにおいて、公務員の「職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示すべきことを定めている。また、審議会委員、市議会議員の氏名等は公開されており、市の職員の氏名等は、本条例第7条第1号アの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として原則として開示すべきものとして取り扱われている。

(2) 市職員の個人情報について

市職員については、その職務の執行に関する情報であり、氏名、役職等の情報は開示すべきである。

(3) 審議会委員の個人に関する情報の個人情報該当性について

ア 審議会委員は、非常勤の特別職の公務員であり、審議会の会議の場等ではないところにおいて委員としての職務の行使に関して第三者からなんらかの働きかけを受けることは、審議会委員としての職務遂行に係る情報であると言えなくもないが、同時に、委員の私生活に係る情報でもあり、その氏名その他の個人情報が公になることにより被る私生活への影響等には慎重な配慮がなされるべきである。

イ また、法令遵守推進条例は、第15条で不当要求行為等に対する措置を行った職員が不利益な取扱いや不当な権利侵害を受けることがないように配慮することを求めており、審議会委員については法令遵守推進条例の適用から除外されているとはいえ、その趣旨は当然考慮されるべきである。

ウ したがって、廃棄物減量等推進審議会委員であることは原処分により明らかにされているとはいえ、審議会委員の氏名その他の個人情報は不開示とすべきである。

(4) 市議会議員の個人に関する情報の個人情報該当性について

ア 審査請求人は、市議会議員は選挙で選ばれた公人であり、公人に関わる部分は個人に関する情報であっても開示すべきだと主張する。

イ 確かに、市議会議員として果たすべき役割・活動は、議会内での活動だけにとどまるものではなく、その働きかけの態様は別にして、市議会議員が市の重要政策を審議する審議会委員に対して働きかけを行うことは、市議会議員としての活動の一環であると言えなくもない。

ウ しかし、当該議員と審査会委員とのやりとりは私的な場においてなされたものであって、なされた場の状況等から切り離されてその言動等が明らかになり一人歩きすることになれば、当該議員の私生活等に著しい不利益を及ぼすおそれがあると言わざるをえない。

また、当該議員の個人情報明らかにすることによって審議会委員に権利侵害や著しい不利益が及ぶおそれがあることにも配慮がなされるべきである。

エ 以上のことから、当審査会は、市議会議員の氏名その他の個人に関する情報については、本条例第7条第1号に該当し、不開示とすべきである。

5 本条例第7条第5号あるいは第6号該当性等について

- (1) 本件文書は、市長・処分庁への通知という、合議制の審査会において調査・審議を経たうえで最終的に取りまとめられた調査等の結果であり、このような本件文書の性格に鑑みると、審査会の調査・審議の途中の情報ではないため、本件文書が公になったとしても、本案件について、審査会の調査等や委員間の率直かつ活発な意見交換が妨げられるおそれや、審査会の調査等の公正さ・中立性が損なわれるおそれ、あるいは無用の誤解や混乱を招くおそれがあるとは認められず、また、今後の審査会の調査等の適正な実施や不当要求行為等の抑制・防止に支障を生じるおそれがあるとも認められない。
- (2) 当審査会が本件文書を検分したところ、本件文書には、不当要求行為該当性に関する丹波市法令遵守審査会の評価及び丹波市法令遵守審査会から市長及び処分庁に対する要請が記載されているが、既に、市議会議員から廃棄物減量等審議会委員に対して働きかけがあり、丹波市法令遵守審査会から市長及び処分庁宛に「不当要求行為等非該当通知」がなされていること等の事実は、処分庁が原処分において自ら明らかにしているところであり、また、本条例第7条各号に照らして不開示とする事情があるとは認められない。

6 結論

以上のことから、本件文書につき、以下のように判断する。

- (1) 原処分のうち、本条例第7条第1項（個人情報）に該当するとして不開示としたこと（弁明書付属資料の青枠部分）は妥当である。
- (2) 原処分のうち、本条例第7条第3号（法令秘等情報）に該当するとして不開示としたこと（弁明書付属資料の赤枠部分）は妥当ではなく、取り消すべきである。
- (3) しかし、本条例第7条第3号（法令秘等情報）該当性を理由として不開示とした部分（弁明書付属資料の赤枠部分）のうち、審議会委員の個人情報に係る部分は、本条例第7条第1号に該当し不開示とすべきである。

令和4年7月13日

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

| | |
|-----|-------|
| 会 長 | 山下 淳 |
| 副会長 | 長崎 良太 |
| 委 員 | 松尾 信幸 |
| 委 員 | 岸部 勇 |
| 委 員 | 山本 登 |